

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 5 年 8 月 総 会 議 事 録

期 日 令和5年8月10日(木)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和5年8月10日開催、川崎町農業委員会臨時総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後9時00分

2、出席委員(12人)

1番 田所 義信	2番 中島 隆	3番 藤川 航
4番 西山 一郎	5番 松江 勇治	6番 宗吉 弘行
	8番 中村 明	
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(2人)

7番 星野 宗広
9番 大内田 峰夫

農地利用最適化推進委員(名)

4、本会事務局 事務局長 中村 竜輔 係長 三浦 竜治

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●、 ●●番 ●●

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案債2号 非農地証明願いについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届け出(合意解約)

その他

- ・「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 川崎町」の改正案に対する意見照会について
- ・「川崎町農業委員会慶弔規約」の改正について
- ・川崎町農業委員会の活動目標について

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから令和5年8月の川崎町農業委員会総会を開始いたします。まずは会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんおはようございます。お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。台風6号についてはですね、風もそうたいして吹いてないし、そう大した雨も降ってない、雨は一応まだ今のところはっきり分かりませんが、もう風の影響はもうほとんどないんじゃないかなというふうに思います。幸いにも大きな被害もないし、水路に対してもそんなに被害は今のところ、出てないんじゃないかなというふうに思います。

事務局長 また今日これ終わりましたら農地パトロールの出発式がありますし、これから農地パトロールが始まります。

非常に暑い時期でございますけれども、汗等については、（水分補給を）十分気をつけながら、農地パトロールのほうをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

事務局長 会長ありがとうございました。
まず出欠連絡です。本日は●●委員より欠席の連絡をいただいております。あと●●委員がまだ見えられておりませんが、13名中11名の出席でありますので、定足数に達しており、総会は成立しております。また推進員さんは6名様出席です。それではこれより議事に入りたいと思います。

議長は、会議規則第4条の規定により会長が行うということになっておりますので、会長のほうから議事（進行）をお願いいたします。

議 長 はい、議事に入ります。
議事日程、議事録署名人についてを議題といたします。議事録署名人は、議長において指名することに対して異議ございませんか。（異議なし）

事務局長 異議なしと認め、議事録署名人は、●●番、●●委員、●●番、●●委員、お願いいたします。

事務局係長 では議案に入ります。
議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明方をお願いします。

事務局係長 はい。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号、1、譲受人、住所、川崎町大字池尻●●番地、氏名、●●、譲渡人、住所、田川市上本町●●番●●号、氏名、●●ほか1名となっています。

事務局係長 土地の所在、大字、池尻、字、宮ヶ坪、地番、●●番●●ほか、合計3筆、登記地目、田、地積が436㎡ほか、合計1978㎡となっています。申請理由は売買で、申請目的は集合住宅になっています。この議案はですね、●●氏とですね、●●氏の土地を、●●さんが買われてですね、そこに自分の土地とあわせて集合住宅を建てるということになっています。

事務局係長 7月27日に、●●委員と、●●委員とで現地確認に行ってきた

した。2 ページに位置図、3 ページに航空写真をつけてます。
以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

おはようございます。8月の4日にですね、私と●●委員さんと事務局2人と4名で、現地を確認いたしました。
位置はですね、昔の●●に行く通りの、橋の手前の左側の田んぼなんですけど、ここに3筆あるんですが、●●の●●、●●の●●、●●の●●、この3筆だけが田んぼで、あとはもう農地は接触しておりません。何ら問題はないと思います。よろしく願いします。

議 長

ただいま事務局の説明、補足委員の説明が終わりました質疑のある方、挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

ございませんか。無いようですのでお諮りします。

議案第1号、農地法第5条の第1項の規定による許可申請について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第1号、農地法第5条の第1項による許可申請については、原案どおり承認とし、福岡県農業会議へ意見徴収申請をいたします。

次に議案第2号、非農地証明について、事務局説明方お願いいたします。

事務局係長

はい。議案第2号、非農地証明について、番号1、申請者、住所、川崎町大字川崎●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字、川崎、字、堂本、地番、●●番●●、地目、田、現況、雑種地、地積が122㎡、申請理由は、20年以上も前より雑種地として課税されています。農地への復旧が困難であるということで、7月の31日に、会長と●●委員とで現地確認に行ってきた。5ページに位置図、6ページに航空写真、7ページ、現況写真をつけています。以上です。

議 長

はい。ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

7月の31日に会長と執行部2名の4名で、現地確認したんですけども、20年前に家が建ってて、(現在は)荒れ地のような状況になって、雑種地というような格好で、農地としてはですね、今後復旧は出来んとやなかろうかという思いです。以上です。

議 長

はい、事務局及び●●推進員の説明が終わりました。これに対して質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

ございませんか。ないようですのでお諮りします。

議案第2号、非農地証明について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成多数)

事務局係長

ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第2号、非農地証明については、原案どおり承認といたします。

それでは次に報告1号、農地法第18条第6項の規定による届出、合意解約について、事務局説明方お願いいたします。

はい。それではですね、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出、合意解約ですね、番号、1、賃貸人、住所、飯塚市南尾●●番地●●、氏名、●●、賃借人、住所、川崎町大字安真木●●番地●●、氏名、●●、土地の所在、大字、安真木、字、田中、地番、●●番●●、ほか合計4筆、地目、畑、地積が205㎡ほか、合計1万3009㎡となっております。契約期間は平成30年5月1日から平成40年4月30日までの10年間、権利の種類としては、農地中間管理事業法による賃借権です。解約の理由としては、転用のためということになってます。この物件についてはですね、報告だけですのでお諮りする案件ではありません。9ページに●●番地の●●の位置図と、10ページにその航空写真及び11ページに、●●番●●ほか3筆の地図と12ページに航空写真をつけています。以上です。

議長

この件については一応報告だけですので、お諮りすることはございません。以上です。

事務局長

ではその他、事務局何かありますか。

はい。その他で3点ほど、事務局からございます。

議案書と一緒にですね、資料を送付させていただいておりますが、まず農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、川崎町の分ですね、これは改正案に対する意見照会ということで、お諮りさせていただきたいと思えます。

まずですね、この農業経営基盤強化法促進法というのは、というところから御説明したいと思えます。

この法律は、農業経営基盤の強化促進のための措置、要は補助事業ですね、補助事業に関する法律です。この法律のですね、まず都道府県は強化するための計画を作りなさいというのが第5条にあります。第6条に市町村は、基本的な構想を定めることができるということです。市町村は定めることができるので、じゃあ定めなくてもいいのかということですが、ただこれを定めてないと、いろんな補助事業は受けられないということになっておりますので、この構想を定めております。

今回ですねこの元の(根拠となる)法律のほうは改正されまして、先般から御案内しています地域計画の策定ですとか、利用権設定を先々に中間管理機構への集約といった改定がされました。この法律の改定に基づいて、県の構想が改正されまして、それを基にした市町村の構想も、それ(県の構想)に沿った内容に改正しないとイケない、ということになりましたので、今回改正案をつくったところでございます。

この中身につきましては、いろいろと文言の修正とか追加とかし

議 長
●●委員

ておりますが、法の改正に基づく修正ですので、県内一律の同じような修正になっております。ですので詳しいところまではお読みしませんが、法に基づく改正ということで、このようにしたいということで如何でしょうかということで御意見をお願いしたいと思っております。まずその点をお願いします。

今事務局から説明がありましたけど、何か御質問ありますか。
はい。（修正案資料を）ざっと1回読んだだけなんですけど、相当これは、いろんな間違いとか、あるみたいなんですよね。言ってみれば推考がされてないみたいな感じですね、事務局において。例えばですね、幾つか挙げさせてもらいますと、例えばですね、3枚目の表側のページの2の（1）のウにですね、アに掲げる「営農指導カルテ」とありますが、アにはそういう言葉が出てこないんですよね。で、後を読むと、（2）のアに初めて「営農指導カルテ」というのが出てくるんですよ。つまり、分かりますね、出てこない文言がここで出てきてるということですね。なぜこういうことが起こるかですよ、文書として公文書としてですね、もう少しちょっと施行されてないんで、もう1回これを見直してほしいなというのがあります。

（他の間違いを）例えばもう少し進めますね。

今の、次のページですね、（ページを）めくって左側にありますけど、イに「商工会議所や川崎町観光協会とも連携して」とありますが、川崎町観光協会は、10月に取りあえず一旦閉めるので（川崎町観光協会の記載は）あり得ないんですよね。

それから、ウに「JA たがわが運営する直売施設 De・愛」とありますけど、De・愛の運営はJA たがわじゃないです。

それから5枚目の表のページ、「（2）利用権の設定等の内容について」（の文中）に「農業経営の住宅の場合の損益の算定基準及び決算方法」の同じ文言がある、これは一ついらないと思うんです。

それから6枚目の表のページ、3（5）②に「規程」と「規定」と2種類出てくる。2通りあるけど（字が違うと）意味が違うんですよね、法律の重さが、だけんちょっとこころ辺もいいかげんだなと。これはちょっと行政としては（確認して）修正しとかんといかん。

ちょっとざっと見ただけで（間違いが）いっぱいある。ほんで、もうちょっときちんと精査した上で提案してもらったらと思います。

議 長

私も一応これ、1通り目を通したけど、●●委員が今指摘するようなどこまで気がついてないけど、事務局のほうで、もう1回目を通して、もう一回しっかりしたものをつくり上げていくということでもいいですかね。

事務局長

はい。私は農業委員会事務局長でもありますし、農林振興課長でもありますので対応します。

●●委員

これは、農林振興課が作る（修正する）んですね。じゃ、もう一

つ言っておきます。6枚目の裏のページ、5(1)に「市は」となってますけど、これは「町は」ですよ。

(委員の)皆さんは、なかなか目を通していないと思いますが、ざっと読んだ中であまりにも酷かったんで言わせてもらいました。まだほかには、「農用地利用改善団体」とか出てくるけど、それもよう分からん。

●●委員

(今年初めて委員になったばかりなので)内容も言葉もまだよう分からん。

議長

これは案として提出されてますんでね、修正してもう一度提案してもらいます。

●●委員

(精査する)意気込みが感じておられますのでよろしくお願ひします。頑張ってください。

議長

農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想案については、一応そういう指摘があったということで、再度、作り変えて、また皆さん方のほうに提出すると、いうことでいいですかね。

(異議なし)

そのほか、いいですか。

●●委員

はい。この前、私と●●さんと現況確認したけど、あれ報告されるんですか。

事務局長

現況証明はですね、もう転用許可を過去に出してるのに、法定登記の変更してなくて、かなり年数がたって、何年か後に法務局で転用しようとしたときに、転用許可書をなくしている場合は法定登記するには現況証明が要りますということで、現況証明を出すんですけども、それは証明するだけです。もう許可出してますから、現地確認で証明していただくだけで、現況証明の場合は報告がないです。

●●委員

さっき言った人(●●委員)がね、(現地立会したら)一緒に行った人が報告せなよと聞いたんで、ドキドキしました。分かりました、すいません。

議長

その他でほかに。

事務局長

はい。それではその他2点目で、慶弔規約についてです。

前回、慶弔規約を御説明したときにですね、3条について御質問があって、これはそぐわないのではないか、(以前に)変えたのではないかという御指摘がございました。

事務局のほうで、この規約の改正について、実績を確認したんですけども、見当たりませんでしたので今回改めまして、改正ということでお諮りさせていただきたいと思います。

内容としましては、読み上げさせていただきますと、第1条は「農業委員会の基計上については本規約によるものとする。」でございますね。

第2条ですね、「委員の慶弔は、左記の範囲内とする。」と元はなっておりましたが、これは「左記の範囲内」を「下記の金額」とする。縦書きか横書きかで左記が下記に変わっておりますが、「下記の金額とする。」というふうに改めさせていただきた

い。それから1委員の慶弔は各自3000円、それから2、3でございませうけれども、委員の家族、カッコの中で、元は「同居又は一親等」の死亡ということでございました。「同居の家族」というとちょっと範囲が広がるということで、ここを改めさせていただき、「同居の2親等又は1親等」というふうに改めさせていただきます。

それから御質問ありました第3条でございます。「慶弔に際しては」以降では、元は「委員が訪問するものとする。ただし公職選挙法等に抵触する者については、別途持参するものとする。」となっております。これは前回委員さんからのお話もありましたが、町会議員さんも委員さんになられておりましたので、農業委員として町会議員さんが慶弔を持っていくと、選挙法に抵触するということで、こういう文言だったと思いますが、もうここは改めさせていただいてですね、「慶弔に際しては、〔事務局が慶弔を受ける委員以外の各委員の委員報酬よりとりまとめ、会長、副会長または事務局長のいずれかが持参するものとする。〕」というふうに改めたらどうかということでの御提案でございます。お願いいたします。

議長

今の事務局から説明ありましたこの提案について、何か御質問ありますか。

(質疑なし)

このままでいいですかね。では、事務局から提案のあった慶弔規約の改正については、提案どおりこれで承認したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局長

ほかに。

はい。3点目です。

前回の臨時総会の中で、御本人さんが来られておりませんが、活動目標を定めたらという御意見がございました。

それで、次回のときに事務局案の素案を御提出するという約束をしておりましたので、今回、今日、卓上のほうにお配りしている1枚ものの紙でございます。

まず、活動目標ということでですね、農業委員会というのは、「農業委員会等に関する法律」というのがございますので、その意義というか、内容にすれば、「農地行政を行う組織」という面と、「農業生産力の増進を支援する組織」という面がございます。農地行政を担う組織としては、農地法3条の許可ですとか、4条5条の転用の申請に対する意見とか現況証明とか非農地証明の証明でございます。

農業生産力の増進を支援する組織としての内容としましては、農地利用の最適化の推進ということになります。

その内容としまして、担い手への農地利用の集積集約化、遊休農地の発生防止解消、新規参入の促進、受け手の意欲や出し手の意向の確認とかマッチング、あと町の地域計画作成への協力等々ということになります。

これに基づいて、活動目標という項目でございますが、四つ挙げさせていただいております。(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の解消、(3) 新規参入の促進、(4) 最適化の活動ということで、この4点について目標案ということで、簡単でございますが、記載させていただいております。

(1) 農地の集積、受け手への集積ということでございます。担い手不足に対応するため、受け手が効率的に営農できるよう、利用権設定等を推進する。

(2) 遊休農地の解消、農地パトロールの実施により、遊休農地を把握し解消するよう努め、農地の有効利用促進に寄与する。

(3) 新規参入の促進、新規参入希望者が必要とする情報が提供できるよう、貸付け希望農地等を把握し、担い手確保に努める。

(4) 最適化の活動等、ということで、農地の最適化に必要な基盤整備、前回●●さんの御意見で基盤整備という項目ということでおっしゃられました。この基盤整備というのは圃場整備ですとか区画整理といった意味合いでの基盤整備と認識しまして、これに関し、地域と川崎町農林振興課の整備事業や各種計画策定に対し、関係委員は積極的に協力する。

というふうにしております。

基盤整備に対する農業委員会の目標というふうなニュアンスでおっしゃられたのかではないかなと思うんですけども、基盤整備事業というのは、地域と農林振興課のほうで行うものでございまして、それに対して農業委員会は、数値的な目標ですとか、というのは、ちょっとそぐわないのではないかとということで、こういった協力するとか推進するというふうな文言にとどめさせていただいております。簡単でございますが素案として提出させていただきます。以上です。

議長

事務局からただいま説明がありました。

今年度の農業委員会の目標の設定ということで、前回の会議の中で提案があったものですが、これに対して今事務局のほうから、活動目標についての提案がされております。

これに対して何か御意見ございますか。

(質疑なし)

事務局のつくった目標案、この四つの目標案で、今年の今回の農業委員会は、この目標で進むということでいいですかね。

(異議なし)

全員一致ということで、今回の目標案についてはこの四つの点を目標として、活動していくということで承認いたします。

そのほかには。

●●委員

いいですかね。素朴な質問ですけど、前回に聞くのを忘れてましたけど、報酬の横にね、費用弁償て書いとうやん。これはなに。

事務局係長

1回ここに(今日みたいに)会議とか出てきてもらったりとか、現地確認行ってもらったりとかしたら、1回当たり400円の交通費みたいなやつ(です。)

●●委員
議 長

あ、あれはちっちゃい出日当みたいなやつね、分かりました。
ほかに。

(特になし)

ないようですので以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。次回の総会は9月の8日、午後7時、19時からですので間違いのないようお願いいたします。9月は夜の開催となりますので間違いのないようお願いいたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会8月総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

閉会 9時30分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員 _____ .

●●番委員 _____ .

議 長 _____ .